

再意見書

平成 20 年 3 月 5 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 2 月 20 日付け情審通第 27 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に対する再意見募集に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
① 接 続 料 低 廉 化 と OSU 共 用 が 必 要	KDDI 株式会 社	今回の申請は加入者光ファイバの接続料に係るものですが、FTTH普及促進のためには、加入者光ファイバ(1芯単位)の接続料の低廉化と、シェアアクセスの1分岐単位の接続料設定による公正競争確保の両方が実現される必要があると考えます。	【意見】 弊社共は、FTTH 市場において公正競争環境を確保することが必要であるとする、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。 <ul style="list-style-type: none"> 現在、FTTH 市場において、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて「NTT 東西」という。)の独占化が進んでいることから、FTTH サービスをさらに普及させるためには、FTTH 市場における公正競争環境を確保していくことが喫緊の課題であると考えます。FTTH 市場において公正競争環境を確保するためには、今回の NTT 東西殿からの認可申請(以下、「本申請」という。)における加入光ファイバに係る接続料(以下、「本接続料」という。)のより一層の低廉化に加え、OSU 共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定を実現することが必要であると考えます。 このような中、本接続料の水準は、平成 13 年度から平成 19 年度に適
	イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	【基本的な考え方】 平成20年度以降の加入ダークファイバの接続料金が、平成13年度から平成19年度の間引き続いて、将来原価方式で算定されたことは、接続事業者としても歓迎するところです。 しかしながら、その接続料算定の結果は以下のように僅かな低減に止まっています。 ・現行接続料 ¥5,074 (FTM及び加算料含む) ・改定後接続料 ⇒NTT東日本 ¥4,713 (約-7.1%) ⇒NTT西日本 ¥5,048 (約-0.5%) この算定結果では、NTT東西の独占状態にあるFTT	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>H市場の変化は期待できず、加えて、乖離額調整制度といった個々の接続事業者にとっては事業リスクの高い申請内容も含まれているため、本変更申請案は、NTT東西と接続事業者間の市場での競争が牽引するFTTHの健全な普及を妨げる恐れがあると考えています。</p> <p>また、平成20年度からの3年間は、現状でのFTTH市場におけるNTT東西の独占的傾向に歯止めをかけ、NTT東西以外の事業者との間の競争を活性化させるための最終かつ重要な位置付けにある時期と考えます。</p> <p>したがって、乖離額調整制度を削除した上で、接続料金の適正性について再度検討を行い、またFTTH市場の発展のための競争促進策について早急に結論を出し実施をすべきと考えます。</p>	<p>用されている現行の接続料(以下、「現行接続料」という。)の水準と大差なく、依然高い水準のまま維持されています。特に、光ファイバ部分に着目すると、NTT 西日本殿については光信号端末回線伝送機能で約5%、光信号主端末回線伝送機能で約7%もの値上げとなる内容で認可申請がされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入光ファイバに係る接続料が、このような高い水準にとどまることは、FTTH サービスをより多くの利用者に利用してもらう機会を逸する一因にもなりかねないため、接続料水準の低廉化に向けた見直しや厳格な検証を行うとともに、OSU 共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定を実現する必要があると考えます。
②-1 乖離調整制度	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	<p>今回の光ファイバ接続料の見直しに係る認可申請では、将来原価方式の乖離額調整制度について、「競争事業者に起因する設備投資リスクや設備投資コストにかかる先行投資分コスト等を勘案してその適否を判断することが必要」とされ、審査結果が一部保留とされております。しかしながら、今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、現行の接続料規則に規定</p>	<p>【意見】</p> <p>弊社共は、NTT 東西殿等の左記意見にあります乖離額調整を実施することは、以下の理由により適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乖離額発生の主たる要因はNTT 東西殿にあると考えられること NTT 東西殿の非効率性に起因する乖離額を接続事業者が負担することになること 接続事業者にとって予見性がないこと

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類であることからすれば、当然、認められるべきものと考えます。また将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、実際の実績コスト・需要は、当社の経営努力、営業戦略だけで決まるものではなく、今後のサービス・技術動向や為替、金利、物価といった経済情勢、消費動向、他社の営業戦略等の影響を受けることから、構造上、実績と予測に乖離が生じることは避けられません。したがって、将来原価方式を採用する場合は、こうした先々の他律的要因を含めた変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、さらには、結果としての乖離分については、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的であると考えます。なお、今回の算定では、平成22年度末までの需要に応えるために必要となる光ファイバの芯線数に対応した最小限のケーブル敷設に必要な投資を見込んでいるも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 乖離額の起因者と負担者が異なってしまうこと ● 将来原価方式の適用要件からすると乖離額調整制度は不適切なこと <p>以下に、それぞれの理由について詳述します。</p> <p>【乖離額発生の主たる要因は NTT 東西殿にあると考えられること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弊社共は、将来原価方式による接続料算定に用いられた予測費用と実績費用の乖離は、主に NTT 東西殿に起因するものであると考えます。 ● なぜなら、実績需要が現行接続料の算定時の予測需要を下回っている以上、仮に実績需要に見合った設備構築を NTT 東西殿が行っているのであれば、本来は実績費用の方が予測費用を下回るはずであり、にもかかわらず乖離額が発生しているのは、NTT 東西殿自身が過度に先行投資を実施していたことが主たる要因であると推察されるためです。 ● また、NTT 東西殿は「結果としての乖離分については、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的」と主張していますが、上記のような予測費用と実績費用の乖離に係る検証を全く行っていない状況下では合理的でなく、妥当性を欠いている主張であると考えます。 ● 従って、将来原価方式に対する乖離額調整制度の導入是非を検討する前に、まずは本申請に記述している予測費用と実績費用との乖離

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>のであり、不要な先行投資は含まれておりません。以上のことから、当社が認可申請した乖離額調整制度を認めていただきたいと考えます。</p>	<p>について、その原因を徹底的に検証すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、今回の本接続料において、仮に将来的に乖離額が発生したとしても、需要予測や設備投資計画等は全てNTT東西殿が独自に行ったものであり、前回の申請と同様に乖離額が発生する主要因は NTT 東西殿にあると言えます。 • また、従前から弊社共が指摘しているとおり、NTT 東西殿の光ファイバ接続条件等が、接続事業者の需要動向に大きな影響を及ぼすことにも留意が必要と考えます。 <p>【NTT 東西殿の非効率性に起因する乖離額を接続事業者が負担することになること】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記のように、乖離を発生させた主たる要因が NTT 東西殿の過剰な設備投資等にあることを考慮すると、このような状況において乖離額調整制度を導入することは、NTT 東西殿の過剰投資や非効率な事業運営の結果を接続事業者に転嫁することとなり問題であると考えます。 • そもそもNTT 東西殿の接続料は、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)第 33 条第 4 項第 2 号に「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」と規定されており、能率的な経営の下における適正な原価であることが必要ですが、NTT 東西殿が過剰投資等を実施していると考えられる状況で乖離額調整制
	株式会社アッカ・ネットワークス	<p>乖離額調整制度について、将来原価方式(算定期間中の費用と需要を予測して接続料を算定する方式)は、予測と実績に乖離が生ずる要因を含んだものであり、乖離額調整制度の導入については賛同します。</p> <p>なお、接続料の次期改定時に乖離額を調整する必要性が生じた場合には、特に加算的乖離額が生じた場合には、お客様の利便性確保の観点からもお客様の利用料金に影響がでないように接続料算定で使用する項目の内容も含めて次期接続料を検討することが望まれる。</p>	
	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	<p>そもそも、乖離が生じることは不可避であるが、まず、これを最小限にする方策を探ることが重要と考えます。一案として、将来原価方式による算定期間をさらに短縮することや、接続事業者による予測需要を加味するなど精度を向上させることも有効と考えます。</p>	
	東北インテリジェント通信株式会社	<p>2. 平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料については、算定期間を単年度とする将来原価方式とすべき。</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>Ⅲ 算定期間を単年度とする将来原価方式による接続料の算定</p> <p>1. 加入光ファイバに係る接続料については、今後の普及が見込まれることから将来原価方式を採用することが適当である。しかしながら、平成19年度までの過去7年間において適正なコスト回収ができなかった原因は当初の予測コストと実績コストの間に大きな乖離があったことである。将来原価方式において予測コストと実績コストの乖離を最小限にする観点から、算定期間を単年度とすべきである。</p> <p>2. 仮に、算定期間を単年度とすることが認められず、複数年度となる場合は、適正なコスト回収の観点から、少なくとも乖離額調整制度を採用することにより予測コストと実績コストとの乖離を調整するべきである。</p>	<p>度を導入し、NTT 東西殿に対し非効率な事業運営による過度なコストを含むコスト回収を完全に保証することは、事業法の精神に反するものと考えます。</p> <p>【接続事業者にとって予見性がないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も相当な需要が見込まれるサービスに適用される将来原価方式に対して、乖離額の調整を実施することは、算定期間終了後に大きな不確定要素を生じさせることとなり、接続事業者において事前に NTT 東西殿の実績を把握できず、乖離額の妥当性を確認することが不可能である以上、接続事業者の事業計画策定を困難とするものであり、接続事業者の事業運営に多大な悪影響を与えるため、問題と考えます。 さらに、乖離額調整の規模によっては、接続料の値上げが接続事業者で吸収し難い水準になり、利用者料金の値上げを誘発する可能性があることを考えると、その影響は接続業者に留まらないと考えます。 また、需要予測等はNTT 東西殿が独自に行っているものであり、実績費用はNTT 東西殿の事業運営結果に依存することから、NTT 東西殿の主張する乖離額の妥当性を接続事業者が検証することは不可能であると考えます。 <p>【乖離額の起因者と負担者が異なってしまうこと】</p>
	東北インテリジェント通信株式会社	<p>Ⅱ 適正なコスト回収の実現</p> <p>1. NTT東西の約款変更の認可申請によると、平成19年度までの過去7年間NTT東西の加入光ファイバはコスト割れであったことになる。この過去7年分の未回収コストは将来も加入光ファイバの接続料で補填されることはない。</p> <p>2. 過去7年分の未回収コストは、NTT東西の加入光</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>ファイバを利用しない役務を利用している加入者(以下「光ファイバ非利用者」という。)が広く浅く負担していたことになり、結果とし、光ファイバ非利用者は高い料金を支払わされていたことになる。</p> <p>3. このことは、加入光ファイバ利用者から光ファイバ非利用者への料金の「つけ廻し」である。</p> <p>4. 利用しているサービスについて、そのコストを負担するのはサービスを受けている者であるべきで、他のサービスを受けている者に転嫁すべきではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> FTTH サービスのような今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに乖離額調整制度を導入した場合、新規参入事業者が乖離額を代わりに負担させられる一方、相互接続を解消した接続事業者は本来徴収されるべき乖離額を負担せずに済むことになるため、「不当な差別的取扱い」に該当し、事業法第33条第4項第4号の規定に違反する恐れがあるものと考えます。 さらに、起因者負担が実現できず「不当な差別的取扱い」がなされているとも受け取れる状況において、過年度の実績原価と接続料の実績収入額との乖離を調整した場合、常識的な解釈として、当該年度の実績原価は「適正な原価」とは解されず、当該33条4項第2号の規定にも違反する恐れがあるものと考えます。 <p>【将来原価方式の適用要件からすると乖離額調整制度は不適切なこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の意見において、「今回、当社が認可申請した乖離額調整制度は、現行の接続料規則に規定されている実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するもの」、また「将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類である」とありますが、この考え方は全くもって適切でないと考えます。将来原価方式は、今後、需要の増加等が見込めるサービスについて、接続料を長期的に安定した安価な水準に設定し、接続の円滑化を図り、中長期的に需要を喚起することを目指すべきものであり、その接続料は将来的なNTT東西殿の設
	株式会社 STNet	<p>将来原価算定方式でのコスト算定では、常に予測と実績に乖離が生まれる可能性があり、現にこれまでの7年間においては、大きな乖離が生じました。これは偏に、急激に延びる市場における需要想定の高さからくるものであります。急拡大する光通信市場においては、今後も予測と実績が乖離する可能性は非常に高く、その結果、総論で述べたような加入者回線を持つ事業者への被害が生まれる可能性が高まります。従来のような被害を無くすためにも、原価算定方式は将来原価算定方式ではなく、実績原価算定方式にて算定すべきと考えます。</p> <p>今回のNTT東西からの申請においてH20年度以降</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>のコスト予測を出しておりますが、その予測値を見ても、H20年度は現行の接続料の水準から見て大きく乖離するものではないため、原価算定方式を将来原価算定方式から実績原価算定方式に変更したとしても、市場の混乱は無いと考えます。</p>	<p>備構築・運営コストのベンチマークとして機能させるべきものであると考えます(そのようなベンチマークとしての機能が働かなければ、NTT東西殿に対して効率化を推進するインセンティブが働かないと考えます)。また、上述のとおり、完全なコスト回収を保証することは、NTT東西殿の非効率な事業運営を助長することになることから、適当ではありません。</p>
	株式会社 STNet	<p>今回、NTT東西が先行投資分を含めた設備投資コストを適切に回収するための施策として乖離額調整制度を申請されていますが、同じ設備構築事業者として、1つの解決手段としては理解できる面もあります。しかしながら、適正なコスト回収を行うためには、将来原価算定方式と乖離額調整制度の組み合わせよりも、実績原価算定方式の方が分かり易く、かつ運用も簡単ですので、本接続料の算定には実績原価算定方式を採用すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • また、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは、平成19年3月30日付「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申」(以下、「接続ルール答申」という。)P22において取りまとめられている、実績原価方式における乖離額調整制度の導入時に検討した問題解消策の1つを、以下の理由から無効化する結果を招くことから不適切であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 接続ルール答申において、「案③(乖離額調整)では、ある年度の接続料について、当該年度の実績原価に基づき再計算した額との乖離分が2年後の接続料原価に反映されることから、乖離が大きくなった場合の影響や事業者間の公平性が論点になり得る」とされています。 - また、接続ルール答申には上記の公平性に関する問題が回避可能であるとする理由の1つに「需要が急激に増加し接続料が大きく低廉化するような場合については、実績原価ではなく将来原価に基づき算定することが可能である」ことを挙げています。
	株式会社 ケイ・オプティコム	<p>設備構築事業者の立場から、先行投資分を含めて設備投資コストを適正に回収できるしくみは必要であると考えます。しかしながら、将来原価方式を採用している限り、設定された接続料と実績コストが大きく乖離する可能性は不可避であることから、適正なコスト回収という観点からも実績原価方式により接続料を算定することが望ましいと考えます。</p>	
	株式会社	<p>・本来接続料は、実績原価方式で算定し、必要に応じ</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
	ケイ・オプティコム	<p>て毎年見直しを行えば良いものであると考えます。そのため、現在将来原価方式で算定しているものは、あくまでも当面の措置とすべきものであって、可能な限り速やかに実績原価方式へ移行するのが適当と考えます。</p> <p>・よって、今回将来原価方式を採用する場合であっても、算定期間は極力短期間とし、その後速やかに実績原価方式へ移行すべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - このように、接続ルール答申では、乖離が大きくなる等の乖離額調整に係る問題が生じそうな場合には、当時、乖離額調整制度を採用しない前提としていた将来原価を用いることで、問題を回避できるとしています。 - 従って、仮に将来原価方式に乖離額調整制度を導入してしまうと、実績原価方式における乖離額調整制度の導入検討の際に上記問題を回避可能と判断した前提が変わってしまうこととなり、実績原価方式において乖離額調整制度を導入した際の考え方が成り立たなくなるため不適切です。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、そもそも現行の接続料規則における乖離額調整制度は、実績原価方式における事後精算制度が廃止されたことに伴い規定されたものであり、事後精算制度の廃止に伴う接続料規則の見直しの際、情報通信審議会答申において、「従来実績原価方式により算定されていた接続料に係る精算方法を見直すことを目的としており、現在将来原価方式、長期増分費用方式等他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない。」という考え方も示されているところです。 <p>以上のように、まずは乖離額発生の要因等について十分な調査・分析を実施しない限り、単に NTT 東西殿の非効率性や過剰投資に伴うコストを全て回収可能とする仕組みを作るのみとなり、乖離の増加を助長する結果を招く恐れがあることから、乖離額調整制度の導入は適当ではないと考えます。</p>
	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	<p>そもそも、乖離が生じることは不可避であるが、まず、これを最小限にする方策を探ることが重要と考えます。一案として、将来原価方式による算定期間をさらに短縮することや、接続事業者による予測需要を加味するなど精度を向上させることも有効と考えます。</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
			<p>また、このような状況で乖離額調整制度の導入の是非についてこれ以上議論を行うことは有意義ではないと考えます。仮に、今後もこのような議論を継続するのであれば、NTT 東西殿の接続料において、NTT 東西殿の非効率性を完全に排除し、事業法にある「能率的な経営の下における適正な原価」を真に実現するために、非効率性を排除可能な接続料算定方式である LRIC 方式による光ファイバ接続料算定の導入について並行して議論を行うことが適切であると考えます。</p> <p>乖離額調整に関連するその他意見に対し、弊社共の意見を以下に述べます。</p> <p>【算定期間の短縮若しくは実績原価方式への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 将来原価方式で生じる予測と実績の乖離額を抑制するために、算定期間の短縮(1年等)や実績原価方式への移行を求める意見がありますが、今後も相当の需要が見込まれる FTTH サービスに係る光信号端末回線伝送機能及び光信号主端末回線伝送機能の接続料は、以下の理由により、可能な限り長期の将来原価方式で算定することが適当であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 算定期間の長期化により、接続料水準の低廉化が見込まれるため、さらなる需要喚起につながる。 - 接続料水準がより長い期間安定することで、新規事業者に対

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
			<p>する参入障壁が低下し、FTTH 市場における競争の活性化にもつながること。</p> <p>【加入光ファイバ非利用者への乖離額のつけ廻し】</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT 東西殿の現行接続料において生じた未回収コストは、「加入光ファイバ利用者から光ファイバ非利用者への料金の『つけ廻し』」により光ファイバ非利用者も一部負担しているとの指摘については、以下の理由から、適切ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 利用者料金は、一定の将来予測に基づき、一定の期間（各事業者の戦略により短期間か中長期間かは異なる）で費用回収するように設定され、他のサービスからの費用回収を前提としないのが一般的であること。 - サービス毎の収支において、黒字のサービス、赤字のサービスが存在することは、どの事業者においても発生しうる事象であり、光ファイバ利用者と光ファイバ非利用者という観点のみを捉えて、問題視することは適切でないこと。
②-2 乖離調整制度	KDDI 株式会社	乖離額を事後的に調整することは、事後的な追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。従って、事後的な調整は予見性及び公平性の観	<p>【意見】</p> <p>弊社共は、NTT 東西殿が接続料規則第 3 条に基づき特別の許可を求めている、乖離額調整の実施を認めるべきでないとする KDDI 殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前項において弊社共が述べたとおり、そもそも乖離額発生の主たる要

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>点から認められるべきではありません。仮に予測と実績に乖離が生じた場合、NTT東・西は、算定期間中であっても接続料を算定し直し、再申請することが現行制度上可能であることから、乖離額を事後的に調整する必要はないと考えます。</p>	<p>因は NTT 東西殿にあると考えられることから接続事業者が負担する合理的な理由がなく、仮に乖離額調整を実施した場合は接続事業者の経営上の不安定要素になる等、事業者間の競争を阻害する可能性があるため、乖離額調整制度の導入を認めるべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、将来原価方式による本接続料の適用期間中において本接続料を再度認可申請することが認められるのは、分岐端末回線あたりの接続料設定の実施等、接続ルールの変更に伴い本申請における接続料算定の前提(需要等)に変更が生じた場合に限るべきであり、それ以外の理由で再度認可申請を行うことは認められるべきではないと考えます。
	<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>申請概要に記述のある「NTT東西にとってはコントロールすることの出来ないリスク」と乖離額調整制度の導入を直接的にリンク付けすることは適切でないと考えますので、今回の乖離額調整制度の導入は、申請内容からの削除を前提とすべきと考えます。なぜなら、NTT東西自身の申請を導入の契機とする本スキームでは、結果的に公正競争を阻害する蓋然性が高く、しかも実質的に導入の可否を検討するに十分な機会と時間が用意されているとはいえません。加えて、本変更申請案は、NTT東西が策定したものであり、また1. で申し述べたとおり情報開示が不十分な点も多く、客観的な観点で合理的に導き出される算出過程でないことは最も大きな問題点です。また、競争事業者の加入ダークファイバの利用が見込まれない状況とは、NTT東西によるFTTH市場の独占の可能性もありますので、この場合に、一方では、接続ルールが有効に機能していないことの証左ともなりますので、</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>今時点から抜本的な措置(OSUの共用等その他方法によるシェアアクセスの有効的なアンバンドル)が用意されているべきだと考えます。</p> <p>・「ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)」の実績について</p> <p>接続委員会で検討されている「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」等の議論においても、現行のシェアアクセスの接続メニューでは、配線ブロックの狭小さ等から分岐端末回線の収容数が採算ラインにのらず、結果的に接続料の負担が割高になるなどの問題点が、接続事業者から、繰り返し指摘されています。これは、NTT東西以外の事業者に参入意欲があるにも関わらず、利用実績が顕著に伸びない最大の要因となっていると考えます。</p>	
③期間	KDDI 株式会社	<p>加入者光ファイバの接続料については、低廉性と予見性が確保される必要があります。従って、算定期間を接続料規則の上限である5年間とすべきです。理由は以下のとおりです。</p> <p>・次世代ブロードバンド戦略2010(平成18年8月)では、平成22年度に超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上にするとの目標が掲げられているた</p>	<p>【意見】</p> <p>弊社共は、将来原価方式の接続料算定に係る算定期間が3年間では短いとするKDDI殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述のとおり、本申請に係る算定期間の3年間が終了した後の平成23年度以降も、継続して需要の増加が見込めること等から、本申請において算定期間を3年間としていることは不適當であり、より長期間とすべきです。

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>め。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHは今後益々普及すると考えられ、平成24年度には3000万加入になるとの予測もある。また、NTT東・西の NGN 提供開始をきっかけとして、一挙にADSL から FTTH への切り替えが進む可能性もあり、平成22年度という中間点での区切りは、却って信頼性の高い予測を困難にしていると考えられるため。 ・未利用設備(光ケーブル及びFTM)がコストに算入されているが、需要増に伴い未利用分が少なくなると想定されることから、設備を効率的に利用することに努める他、算定期間を長めにとり、料金を安定化させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的には、さらなる需要の喚起や、接続料の安定化による FTTH 市場における競争の活性化を図るべく、平成 13 年度における現行接続料の認可申請時と同様に、本申請においても算定期間を7年間とすることが適当であると考えます。
④ 耐用年数	株式会社 ケイ・オプティコム	<p>光ファイバはMM型、SM型と推移してきましたが、その後DSF型やNZDSF型が開発されており、今後も進化を続けていくと考えられます。また、特に加入者系の光ファイバについては、架空ケーブルがほとんどであることから、支障移設を行わなければならない場合が多く、また暴風雨等による断線・張替も生じております。さらに、今後は設備構築事業者間での利用者の乗換えも多く発生すると考えられるため、現時点において耐用年数を延長することについて反対します。</p>	<p>【意見】</p> <p>弊社共は、本申請において用いられている経済的耐用年数を短縮すること は不適當であり、むしろさらに長期の経済的耐用年数を適用することが適當 であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT 東西殿は、LRIC モデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ、本申請に係る経済的耐用年数を推計したとしており、これは過去の光ファイバ敷設及び撤去実績に基づくものと考えます。弊社共は過去の実績のみに基づく推計は不適切と考えていますが、その不適切な過去の実績に基づく推計値でさえ法定耐用年数を上回るものとなっており、本申請において用いられている耐用年数をさらに短

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
	株式会社 STNet	<p>日本のほとんどの世帯および事業所にて利用している加入電話サービスを提供するために使われているメタルケーブルは、エンドユーザの移転などがあっても、同一拠点にて別のエンドユーザが再びNTT東西のサービスを利用する可能性が高いため、実質的な耐用年数はかなり長いと考えられます。これに対し、加入者系光ファイバは、まだ光ファイバを使ったサービスの利用ユーザの割合が高くないため、エンドユーザの移転やサービスの解約があった場合、同一拠点にて別のユーザが光ファイバを使ったサービスを利用する確率は低いと考えられます。また、メタルケーブルとは違い、光ファイバは、電力系事業者など加入者系光ファイバを自ら保有する事業者との競争があるため、他事業者の光ファイバを利用する可能性も高いと考えます。</p> <p>仮に同じ事業者が再びサービス提供するとしても、光ファイバ自体も技術革新により現在も進化しており、新たにサービスを提供する場合においても、既存の光ファイバではなく、新たな規格の光ファイバを再度敷設しなくてはならない可能性もあります。今回NTT東西は経済的耐用年数という考え方のもと、架空光では15年、地下光では21年というかなり長い耐用年</p>	<p>縮めることは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • そもそも、光ファイバの経済的耐用年数の推計にあたっては、過去の実績だけでなく、技術の進展等の要因によって、より長期の使用に耐えうる現在使用されている光ファイバについて、今後、将来にわたって利用されると想定される期間を考慮することが適当であると考えます。この考え方に基づき、本申請で採用されている架空 15 年・地下 21 年という経済的耐用年数は、さらに延長されるべきと考えます。 • 経済的耐用年数の推計については、過去の撤去実績のみで算定することや、光ファイバの老朽化のような物理的要因ではなく NTT 東西殿の計画変更等に起因する撤去実績を含めて算定することは適切ではなく、30 年以上とすることが適当と考えます。 • 例えば、NTT 東西殿は過去、光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行したことにともない加入光ファイバの再敷設を実施したと考えられますが、このような NTT 東西殿に起因する撤去実績を含めて推計することは適当ではありません。これは、今後の技術革新により、新たな規格(技術)の光ファイバを敷設する場合であっても同様です。 • また、NTT 東西殿は、NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)に係るサービス展開においても、既存の地域 IP 網にアクセスするための光ファイバを共有せず、個別に光アクセス回線を設置することとしていることから、地域 IP 網から NTT-NGN へのマイグレーションの実施に伴い、地域 IP 網における光アクセス回線

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		<p>数を用い接続料を算定しておりますが、前述のような状況の中、この耐用年数は実態を反映していない可能性が高いと思われます。光ファイバを使ったサービスが普及し始めたのは、ここ数年であり、事業者が同じ光ファイバをどの程度の期間利用できるかは未知数であります。このような状況下において、現在10年としている耐用年数を大きく延ばして原価算定に用いることは、時期尚早であると考えます。</p> <p>実態を把握しないまま耐用年数をむやみに延ばすことは、この度明らかになったようなコストの予測値と実績値の大きな乖離を生む原因となりますので、原価算定に用いる耐用年数の延長には反対いたします。</p>	<p>を撤去する可能性もあると想定されます。このような手法によるサービス提供やエリア拡大は、物理的寿命を全うしていない光ファイバを撤去することとなり、非効率であることから疑問が残るところです。従って、仮に既設の光ファイバを撤去し、新たな規格の光ファイバを再敷設するような事象が発生した場合は、再敷設の必要性や経済的合理性等を明らかにした上で、最適な経済的耐用年数をその時点で検討すべきと考えます。</p>
	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	<p>特にお客さま宅に近い加入者系の光ファイバは、交通事故による電柱の建替えや支障移転(区画整理・建物の建替え等)による張替え、暴風雨や隣接建物の火災等不可抗力による張替えが常に発生しているのが現実です。このような実状を踏まえ耐用年数を設定すべきと考えます。</p>	
	東北インテリジェント通信株式会社	<p>Ⅱ 適正なコスト回収の実現</p> <p>5. また、接続料算定にあたって加入光ファイバの耐用年数が延長されたが、利用実態としては、支障移設や災害等の断線・張替が必要なこと及び光ファイバ</p>	

項目	意見提出者	他事業者意見	再意見
		は技術革新が激しい技術分野であり将来の技術革新等を考慮すると現時点で、耐用年数を延長することは時期尚早である。	

以上

ⁱ 平成 19 年 6 月 21 日付け「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」における「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方」の考え方 4